3　法第321条の８第13項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。以下この記載要領において同じ。）の前10年内事業年度（同項に規定する前10年内事業年度をいう。）に係る控除未済還付法人税額（同項に規定する控除未済還付法人税額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は各連結事業年度の控除対象個別帰属還付税額とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。 4　法第321条の８第16項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等の前10年内連結事業年度（同項に規定する前10年内連結事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属還付税額（同項に規定する控除未済個別帰属還付税額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各連結事業年度の控除対象個別帰属還付税額又は各事業年度の控除対象還付法人税額とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。 **第二十号の三様式**（**提出用**）（用紙日本工業規格Ａ４・草色）（第十条関係） ［様式　別紙五十六　挿入］ **第二十号の三様式**（**入力用**）（用紙日本工業規格Ａ４・草色）（第十条関係） ［様式　別紙五十八　挿入］ ［第20号の３様式記載要領　略］ **第二十号の三の二様式**（用紙日本工業規格Ａ４）（第十条関係） ［様式　別紙五十九　挿入］ **第二十号の四様式**（用紙日本工業規格Ａ４）（第十条関係） ［様式　別紙六十一　挿入］ 第20号の４様式記載要領 1　この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法第321条の８第26項の規定により法人税割額から控除しようとする場合に記載し、第20号様式の申告書又は第10号の４様式の更正請求書に添付すること。 ［２～５　略］ 6　「各市町村ごとに算定した法人税割額⑱」の欄は、第20号様式の「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額又は「２以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額及び「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額⑧」の欄の金額を控除した金額を記載すること。	3　法第321条の８第13項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。以下この記載要領において同じ。）の前９年内事業年度（同項に規定する前９年内事業年度をいう。）に係る控除未済還付法人税額（同項に規定する控除未済還付法人税額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は各連結事業年度の控除対象個別帰属還付税額とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。 4　法第321条の８第16項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等の前９年内連結事業年度（同項に規定する前９年内連結事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属還付税額（同項に規定する控除未済個別帰属還付税額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各連結事業年度の控除対象個別帰属還付税額又は各事業年度の控除対象還付法人税額とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。 **第二十号の三様式**（**提出用**）（用紙日本工業規格Ａ４・草色）（第十条関係） ［様式　別紙五十五　挿入］ **第二十号の三様式**（**入力用**）（用紙日本工業規格Ａ４・草色）（第十条関係） ［様式　別紙五十七　挿入］ ［第20号の３様式記載要領　同左］ ［新設］ **第二十号の四様式**（用紙日本工業規格Ａ４）（第十条関係） ［様式　別紙六十　挿入］ 第20号の４様式記載要領 1　この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法第321条の８第24項の規定により法人税割額から控除しようとする場合に記載し、第20号様式の申告書又は第10号の４様式の更正請求書に添付すること。 ［２～５　同左］ 6　「各市町村ごとに算定した法人税割額⑱」の欄は、第20号様式の「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額又は「２以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

備考　表中及び表中に挿入される別紙の［　］の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第１条の九の五、第三条第１項本文、第三条の十三の二及び第五条第三項の改正規定並びに次条の規定及び附則第四条の規定（地方税法施行規則第三条の十三の二の改正規定に係る部分に限る。）は、平成三十一年１月１日から施行する。

（地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部改正）

第二条　地方税法施行規則の一部を改正する等の省令（平成二十八年総務省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。